

宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科学位論文審査基準

平成 25 年 11 月 5 日

研究科委員会決定

改正 令和 2 年 11 月 13 日

(趣旨)

第 1 宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科規程 25 条に規定する学位論文の審査については、この基準によるものとする。

(審査基準)

第 2 修士論文及び博士論文に係る審査（評価）の基準は、その論文が国内外の研究の水準に照らし合わせて、学術的意義、新規性、創造性、独創性、信頼性及び有用性などを十分有していること。

附 則

この基準は、平成 25 年 11 月 5 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 13 日から実施する。